

小牧市放課後子ども総合プランの概要



保護者が仕事で家にいないので、学校が終わったら児童クラブへ行きます。

毎週：月～土

児童クラブ

【利用できる児童】
保護者が労働等により昼間家庭にいない児童

【目的】
遊びや生活の場

【主な活動の内容】

- ・ 読書
- ・ 自主学习
- ・ 自由遊び
- ・ 外遊び

日課表の例

14:30	入室・読書
15:00	自習の時間
15:30	自由遊びの時間
16:30	外遊びの時間
・	
・	



定期的に、児童クラブと放課後子ども教室の子と一緒に体験活動を行います。制度や学年を越えて一緒に活動します。

学期に2回程度

合同の体験活動

【利用できる児童】
児童クラブまたは放課後子ども教室利用児童

【目的】
児童の自主的な参加のもと、合同で体験活動を行うことで、児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う。



様々なボランティアさんが、マジックショー、音楽鑑賞、季節の折り紙など様々な体験活動を提供します。
(活動内容は地区により異なります。)



放課後に色々な体験をしたいので、定期的に放課後子ども教室へ行きます。

月2～3回程度

放課後子ども教室

【利用できる児童】
すべての児童

【目的】
安全・安心な活動拠点（居場所）

【主な活動の内容】

- ・ 工作
- ・ 読み聞かせ
- ・ ゲーム



放課後子ども総合プランに参加する児童は、学校敷地内（または隣地や児童館内）で安全に過ごします。

放課後

16:30

19:00

小牧市放課後子ども総合プラン Q & A



Q 1 放課後子ども総合プランとは何ですか？

A 1 共働き家庭等の「小1の壁」（子供の小学校入学を期に、仕事と育児の両立がむずかしくなること。例えば保育園の延長保育よりも児童クラブの預かり時間が短いことや、平日の学校行事への参加が増えることなどが挙げられる）を解消し、次代を担う人材を育成するため、全ての小学生児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、児童クラブと放課後子ども教室を一体的に、または連携して運営することを、国が平成26年度に「放課後子ども総合プラン」として策定したものです。



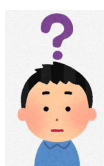
Q 2 今までの児童クラブや放課後子ども教室とは何が違うのですか？

A 2 児童クラブは、利用するためには保護者が就労等で昼間家庭にいないことが要件であり、児童に遊びや生活の場を提供します。

放課後子ども教室は、月に2～3回程度、希望する児童に対して学校敷地内で地域のボランティアの方が体験活動を行うことで、放課後の安全・安心な居場所を提供します。

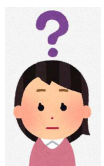
放課後子ども総合プランは、希望する児童クラブの児童と放課後子ども教室の児童が定期的に一緒に体験活動を行うことで、他制度及び異学年の児童が互いに交流しながら多様な体験を行い、児童にとって放課後がより有意義なものになるよう実施します。

小牧市放課後子ども総合プランは、以上の3つを合わせた事業のことです。



Q 3 小牧市放課後子ども総合プランが導入されると、その学校の児童クラブと放課後子ども教室はなくなるのですか。

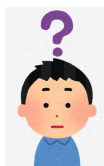
A 3 小牧市放課後子ども総合プランは、日常の児童クラブ、放課後子ども教室を従来どおり開設しつつ、概ね学期に2回程度、約1時間ずつ合同で体験活動を行いますので、両事業がなくなるわけではありません。



Q 4 どのように利用登録するのですか？

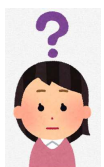
A 4 まずは、保護者の方の就労状況などに合わせて児童クラブまたは放課後子ども教室に登録してください。

合同の体験活動は、内容や活動場所によって参加できる児童数に上限があるため、活動の都度、参加人数を調整します。



Q 5 費用はかかりますか？

A 5 児童クラブまたは放課後子ども教室に利用登録していただきますので、それぞれの制度に必要な費用はご負担いただきますが、合同の体験活動に参加することに対する追加費用はありません。



Q 6 どのように下校すればいいのですか？

A 6 合同の体験活動の時間が終わった後、児童クラブを利用している児童は児童クラブ室、放課後子ども教室を利用している児童は放課後子ども教室の活動場所に一旦戻りますので、そこから、それぞれの制度に応じた下校となります。

（基本的に従来と変わりません。例えば児童クラブは、保護者の方が児童クラブ室までお迎えに来てください。）